

国際教養大学教職員公舎貸与規程

平成16年4月1日
理事長決定
規程第52号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人国際教養大学（以下「本法人」という。）が所有する教職員アパート及び教職員の居住の用に供するため本法人が借り上げた住宅等（以下単に「公舎」という。）の貸与について必要な事項を定める。

(入居の資格)

第2条 公舎に入居できる者は、通勤可能地域に自己所有の住居を持たない者とし、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国際教養大学教職員就業規程第2条に規定する教員、事務職員及び専門職員
- (2) 本法人の特任教員の地位にあるもので、週3日以上勤務形態にある者
- (3) その他、理事長が特に公舎の貸与を必要と認めた者

(公舎の貸与)

第3条 公舎の貸与を受けようとする者は、公舎貸与申請書（様式第1号）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、第2条に規定する資格を有する者から前項に規定する申請書の提出があったときは、貸与を受けようとする者の住居に関する状況、同居者、入居を希望する公舎の種類等を確認のうえ、公舎の貸与を決定するものとする。

(被貸与者の義務)

第4条 被貸与者は、本法人の貸与条件に従いその貸与を受けた公舎の保全に努めなければならない。

2 被貸与者は、その責に帰すべき事由により貸与をうけた公舎を滅失し、損傷または汚損したときは、すみやかに理事長に報告するとともに原状に回復し、またはその損害を賠償しなければならない。

(禁止事項)

第5条 被貸与者は、次の行為をしてはならない。

- (1) 公舎の全部または一部を転貸すること
- (2) 親族以外の者を同居させること。ただし、公舎貸与申請書に記載のうえ、理事長の承認を得たものについてはこの限りでない。
- (3) ペット類の飼育。ただし、物件の所有者が、これを認める場合はこの限りではない。
- (4) 本法人の承認を受けずに、部屋の模様替、その他の工事を行うこと。
- (5) 公舎内において営業行為またはこれに類似する行為を行うこと。

(6) 前各号の他、本法人、他の被貸与者または他人に損害を与えるもしくは著しく迷惑を及ぼす恐れのある行為をすること。

(貸与期間)

第6条 公舎の貸与期間は、1年以内とし、毎年4月1日に契約の更新を行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、被貸与者が第2条で定める入居の資格を失ったときは、当該期日をもって貸与期間が終了したものとみなす。
- 3 被貸与者は貸与期間の更新を申請しようとするときは、貸与期間満了日1月前までに貸与更新願（様式第2号）により理事長に申し出なければならない。

(貸与の取消)

第7条 理事長は、被貸与者が次の各号の一に該当した場合は、公舎貸与取消書（様式第3号）をもって貸与を取り消すことができる。

- (1) 被貸与者が虚偽の申立をしたとき
- (2) 不正な手段により貸与を受けたとき
- (3) 公舎の貸付料を3月以上滞納したとき
- (4) 第5条の規定に違反したとき
- (5) 物件の所有者から明渡しを求められる等、本法人の都合により明渡しの必要が生じたとき

(公舎の明渡し)

第8条 被貸与者は、前条各号のいずれかに該当したときまたは第2条で定める入居資格を失ったときは、直ちに公舎を明渡さなければならない。ただし、特別の事情があるときは、理事長の承認を得て当該期日から1月以内の期間に限り公舎を使用することができる。

- 2 公舎を明渡すときには、明渡し日10日前までに公舎退居届（様式第4号）を理事長に提出しなければならない。

(公舎の基準)

第9条 本法人の公舎の基準は以下のとおりとする。

- (1) 学長及びそれに準ずる者に貸与する公舎 原則として家賃の月額が15万円以内の物件
 - (2) 学長及びそれに準ずる者以外の者で家族と同居する者に貸与する公舎 原則として家賃の月額が10万円以内の物件
 - (3) 学長及びそれに準ずる者以外の者で単身で入居する者に貸与する公舎 原則として家賃の月額が8万円以内の物件
- 2 第1項の規定にかかわらず、被貸与者の家族数などの家庭の事情やその他の事情を考慮し、理事長が承認した場合はこの限りでない。

(公舎の貸付料)

第10条 被貸与者に対する公舎の貸付料は次のとおりとする。

- (1) 学長及びそれに準ずる者 家賃が月額15万円以下の場合には、その10分の3に相当する額。家賃の月額が15万円を超える場合には、4万5千円に家賃の月額から15万円を控除した額を加算した額。
 - (2) 学長及びそれに準ずる者以外の者で家族と同居する者 家賃の月額が10万円以下の場合には、その10分の3に相当する額。家賃の月額が10万円を超える場合には、3万円に家賃の月額から10万円を控除した額を加算した額。
 - (3) 学長及びそれに準ずる者以外の者で単身で入居する者 家賃の月額が8万円以下の場合には、その10分の3に相当する額。家賃の月額が8万円を超える場合には、2万4千円に家賃の月額から8万円を控除した額を加算した額。
 - (4) 国際教養大学教職員就業規程第13条の規定による休職期間中で、給与が支給されない者 家賃に相当する額。
- 2 被貸与者は、第8条第1項ただし書きの規定により明渡し期日の延期を認められた場合は、延期された明渡し期日までの貸付料を支払わなければならない。
 - 3 貸与期間に1月未満の端数が生じたときの貸付料の額は日割で計算する。この場合、日額は第1項により定める額の30分の1とする。
 - 4 貸付料は、給与からの自動納入を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、理事長が発行する納入通知書により、毎月末日までに納入するものとする。

(修繕費等の負担)

第11条 被貸与者は、次の各号に掲げる経費を負担するものとする。

- (1) 電気、ガス、水道および下水道等の光熱水費
- (2) 施設賃貸料に含まれていない駐車場使用料
- (3) し尿、じんかい及び排水の消毒、清掃等に要する経費
- (4) 施設の所有者から加入を求められた火災保険料
- (5) 共同施設の維持管理費
- (6) 公舎退去時の修繕費及び清掃費等
- (7) 前各号に定めるもののほか、公舎の維持管理上必要な軽微な修繕に要する経費

(維持管理)

第12条 被貸与者は、居住する公舎が、本法人が借り上げた住宅等である場合には、その維持管理に関し、本法人が所有者から借り上げた際の条件をそのまま遵守しなければならない。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、公舎の貸与に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。